

国連国家免除条約

1977年に国連において起草開始。2004年12月2日に国連総会において採択。
30か国の締結により発効(現在は未発効)。我が国は2007年1月11日に署名。

条約の内容

国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定める(注)。



- 国は、当該国が明示的に同意した場合等を除き、裁判権からの免除が認められる。
ただし、商業的取引から生じた裁判手続、雇用契約に関する裁判手続等この条約に定める裁判手続については免除が認められない。
- 国の財産に対する強制的な措置(差押え等)は、当該国が同意した場合等を除き、とられてはならない。

(注)この条約は、刑事手続及び軍事的な活動については対象外としている。

締結のメリット

締結前

- 私人が、外国との間で取引等を行う場合、当該外国に関し裁判権からの免除が認められるか否か予見困難。

締結後

- 外国に関して免除が認められる範囲等が明確化。
- その結果、私人が外国との間でより安全に取引等を行うことが可能となる。